



適格消費者団体のさらなる発展のために

「京都・消費者契約法の早期制定を求める会」が 1998 年に設立され、京都消費者契約ネットワーク（KCCN と略す）に改名して活動を始めてから今年で 15 年をむかえるとのことである。

この間に消費者契約法の成立（2001 年施行）、同契約法の改正（2006 年）による差止め請求訴訟制度の運用開始、さらに被害回復をめざした新たな裁判手続き法の成立（2014）など弱い立場にあった消費者の権利を守る取組みは、粘り強い世論と運動で着実に成果をあげてきた。

この間、KCCN が取り組んだ差止訴訟の件数も、全国 12 ある適格消費者団体の中で群を抜いており、注目されている。おそらく、これまでの差止め訴訟件数のおよそ 3 分の 1 を占めているのではないだろうか。まさに地元紙で紹介されたように、消費者トラブルの改善に誠意をみせない事業者にとっては「戦場的」と恐れられる存在になりつつあるようだ。

このように、適格消費者団体が活躍できるようになってきたことは喜ばしいことであるが、その一方で危惧していることがある。

適格団体の発足以来 10 年近くが経過する中で、団体訴訟制度の創設の頃から適格消費者団体を応援し、支えてきたメンバーや会員の世代交代がすすんでいることである。

差止訴訟制度創設の頃は、消費者契約法や団体訴訟制度について生協で「何度も学習会を行い、この制度の創設を喜び合った」と聞いたこともある。私自身も当時、大学生協に勤務しており、理事会や学生委員の会合の場で学習会を何度か開催してきたことを思い出す。消費者問題に関心をもった学生の中から弁護士になった者もでてきた。

今はどうであろうか。適格団体の活躍がマスコミでも報道され、社会に紹介されるようになってきたが、差止訴訟や被害回復制度、適格消費者団体の活動について消費者組織をになう新しい世代にもきちんと伝わっているだろうか。

昨年、消費者被害の回復のための新しい裁判手続き法が成立した。10 年前から掲げてきた訴訟制度がようやく形になったのである。この新しい制度をになう特定適格消費者団体の活動に、多くの労力やエネルギーが必要とされることから、財政的にも運動的にも今まで以上の支援も必要になってくるだろう。

制度創設の頃の初心に立ち返って、消費者市民社会の実現をめざすべく、被害回復制度や適格消費者団体の裁判事例についての学習をあらためて呼びかけていきたいと思う。